平成２２年（フ）第４４２号
香川県高松市牟礼町牟礼2447番地１
債務者　笹尾　信子（旧姓谷本）
１　決定年月日時　平成22年12月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係
平成２２年（フ）第５０７号
長崎県長崎市三川町1036番地１
債務者　小瀬良育代
１　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第５０９号
長崎県長崎市中小島２丁目２番４号　山口アパート２Ｆ、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷775番地12
債務者　山口　忠史
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第５７６号
長崎県長崎市香焼町414番地　Ｋ６―202
債務者　平岡久仁子
１　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係
平成２２年（フ）第１７３号
愛知県蒲郡市豊岡町梶田56番地２　ハイツサンムーン305号
債務者　美島　盛司
１　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部
平成２２年（フ）第１７４号
愛知県蒲郡市豊岡町梶田56番地２　ハイツサンムーン305号
債務者　美島　秀子
１　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部
平成２２年（フ）第１４２０号
千葉県習志野市本大久保２丁目４番８―204号
債務者　熊谷　直樹
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第１４３６号
千葉県船橋市夏見台１―15―７　ハイツフミ302号、住民票上の住所千葉県船橋市浜町１丁目４番２棟402号
債務者　中村　浩一
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第１４４４号
千葉市稲毛区山王町６番地１　ベアー山王36号
債務者　池田貴世人
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第１４９４号
千葉県八千代市八千代台東６丁目23番11号
債務者　村田　　進
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第１５２４号
千葉県市川市八幡１丁目17番18号　小林ハイツ23号
債務者　貴島　康博
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第３１８８号
愛知県瀬戸市北山町25番地　北山住宅２―406
債務者　原島　幸雄
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第３２４３号
名古屋市中川区露橋町６番地の１　グラン・コート露橋901号森直人方
債務者　東郷　美砂
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第３２６７号
名古屋市瑞穂区新開町27番15号
債務者　伊藤實津衣こと　伊藤　光子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第５４号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島33番地26
債務者　奥川　千種
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
津地方裁判所熊野支部
平成２２年（フ）第６６７１号
大阪市淀川区西三国２丁目12番26号　岡内文化
債務者　吉川　茂子
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第６８６３号
大阪市此花区伝法４丁目１番３―203号
債務者　泉　　守
１　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部